



## 離れて暮らす親子のための親子交流をサポートします

親子交流とは、離婚後もお子様が両親から愛されていると実感し健やかに育つために大切なものです。子どもの安心と安全が守られている適切な親子交流は、子どもの健やかな成長と幸せにつながると考えられています。

### ●第三者機関を使った親子交流における相談・支援に係る費用を補助します。

①親子交流実施に向けてかかった事前相談(面談)料の費用(上限4千円)を補助します。**(親子交流に至らなかった場合は、補助の対象となりません。)**

②親子交流の付き添い、子どもの受け渡し等の支援にかかる費用(父母一組1回につき上限5千円。**最大12回分(1月1回)**まで)を補助します。

※いずれも、親子交流支援事業者等の第三者機関に支払ったものに限りです。

※親子交流支援事業者とは、離婚や別居によって離れて暮らす親と子どもが、安心・安全に会うこと(面会交流)ができるよう、父母の間に立って中立な立場からサポートを行う専門の民間団体や企業のことを指します。

#### 対象者

- 札幌市に在住する別居親もしくは同居親であって、下記の要件をすべて満たす方。
- ①親子交流の実施にあたり親子交流支援事業者等の第三者機関の支援を受け、現に費用を支払った方。
  - ②同一の児童につき、札幌市以外の自治体も含めて同一の補助を受けていないこと。
  - ③過去に当該補助金の交付を受けていないこと。



#### 申請手続き

申請書のほか、必要書類を揃えて、**事業者の支援を受けて交流を行った年度の末日(3月31日)まで**にお住まいの区の健康・子ども課にご提出ください。

※令和8年度開始事業のため令和8年4月以降に実施する交流にかかる経費に限りです。

**※補助金の対象は、事業者の支援を受けて最初に交流を開始した月から、1年以内の交流に要した経費となりますので、ご注意ください。**

#### 親子交流支援事業者による支援

#### 札幌市への補助金交付申請



申請時に必要な書類

<必要書類>

ア 交付申請書

イ 児童扶養手当証書(写しで可)

※児童扶養手当証書をお持ちでない方は、申請者及び対象となる児童の戸籍謄本、世帯員全員の住民票(発行から3か月以内のものに限る。)

ウ 同意書(児童扶養手当受給関係情報、住民登録地情報の調査に係るもの)

エ 親子交流支援実施報告書

オ 誓約書

カ 対象となる経費の金額がわかる領収書等

注意事項

・補助金の申請は、事業者の支援を受けて交流を行った年度の末日(3月31日)までに申請してください。交流の実施期間が年度をまたぐ場合は、翌年度以降に再度補助金の申請が必要です。

(例:令和8年6月から毎月親子交流を実施した場合)

令和8年6月～令和9年3月分(10回分)→令和9年3月31日までに申請(1回目)

令和9年4月～令和9年5月分(2回分)→令和10年3月31日までに申請(2回目)

・付き添い支援、受け渡し等の支援費用のうち、支援に伴う支援団体職員に係る交通費、食事代等の実費負担分については、補助対象となりません。

・予算の上限に達した場合は、受付を停止する場合がございます。あらかじめご了承ください。

〇問い合わせ先 | 各区 健康・子ども課 子ども家庭福祉(担当)係

|                    |                    |                    |
|--------------------|--------------------|--------------------|
| 中央区   011-205-3354 | 北区   011-757-2563  | 東区   011-711-3214  |
| 白石区   011-861-0336 | 厚別区   011-895-2499 | 豊平区   011-822-2473 |
| 清田区   011-889-2051 | 南区   011-522-5780  | 西区   011-621-4242  |
| 手稲区   011-688-8597 |                    |                    |

～ひとり親家庭等へのお知らせ～

さっぽろ子育て情報サイト

ひとり親家庭支援センターHP

LINE@札幌市ひとり親家庭支援



子育て情報を随時発信しています！



養育費や親子交流に関する相談などを行っています！



ひとり親家庭の方を対象としたお役立ち情報を随時発信しています！

親子交流について  
(法務省HP)

養育費・親子交流相談支援センター  
(こども家庭庁委託事業(公社)家庭問題情報センターHP)



親子交流支援事業の案内  
札幌市子ども未来局 | 令和8年7月作成